

## 路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）について

白井市では、令和6年9月に受動喫煙防止に関し、パブリックコメントを実施しました。その後、庁内での検討を進めた結果、路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）（以下、「条例」といいます。）を令和7年第1回市議会定例会へ提案する予定としています。今回、新たに提案する条例について、市民の皆様のご意見を伺います。

### 1 受動喫煙に対する市の考え方について

市では現在、受動喫煙防止の施策を健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」といいます。)及び白井市公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針(平成29年4月1日制定。以下「指針」といいます。)等により推進しています。この度、受動喫煙防止の更なる推進のため、指針を整理し、「市民の望まない受動喫煙を未然に防止すること」を目的として条例を制定する予定です。条例では、この目的のほか、市や市民等、事業者の責務、重点区域の指定、過料などについて定める予定です。

これにより、今後は法と条例を基に受動喫煙の防止に努めていくこととします。

### 2 用語の意義について

このパブリックコメント資料の中で使用する用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 喫煙 法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 路上等 市内の道路、公園その他公共の場所をいう。
- (6) 重点区域 市長が指定する重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止することが必要である路上等をいう。

### 3 責務について

条例上、市、市民等、事業者それぞれに責務を設定することを検討してします。それぞれの責務（案）は次のとおりです。

#### 【市の責務】

市は、この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

#### 【市民等の責務】

市民等は、路上等における望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければならない。

市民等は、この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

#### 【事業者の責務】

事業者は、路上等における望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に努めなければならない。

事業者は、この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

### 4 受動喫煙を生じさせない配慮義務及び喫煙禁止について

条例及びその詳細を定める施行規則に基づき、道路及び公園並びに駅周辺に対し、下表のような配慮義務等の設定を行う予定です。

条例及び同施行規則に基づく義務（案）

場 所	受動喫煙を生じさせない 配慮義務	喫煙禁止 (過料※3あり)
市内の路上	○	
市内の公園※1	○	
駅周辺の路上※2 (駅周辺の駐輪場を含む)	○	○

※1 市内の公園については、都市公園のほか、子供の遊び場を含むすべての公園となります。

※2 多くの人が行き交う白井駅、西白井駅周辺のロータリーを中心に、概ね半径200mの範囲内を重点区域として定めることを予定しています。

※3 喫煙をした者が指導に従わなかった場合に過料に処することとなります。

## 公共施設における受動喫煙防止について

市役所及び各センターなどの公共施設については、健康増進法上、下表のとおり規定されています。

### 健康増進法に基づく対応

場 所	屋内禁煙	敷地内禁煙
<b>第1種施設</b> (市役所、保健福祉センター、文化センター、公立保育園、小・中学校、児童館のある各センター、障害者支援センター等)	○	○
<b>第2種施設</b> (白井市民プール、白井運動公園、児童館のない各センター等)	○	—

- ※ 第1種施設、第2種施設については、それぞれ、法第28条第1項第5号に規定する第1種施設、第6号に規定する第2種施設を指します。
- ※ 第2種施設については、屋内禁煙ですが、屋外は受動喫煙を生じさせない配慮義務が生じます。
- ※ 「○」の場所は、禁煙となります。

## 5 スケジュール（予定）について

条例に関する今後のスケジュールについては、次のとおりです。

令和7年	2月	受動喫煙防止に関する条例（新規）の議案提出
令和7年	2～3月	市議会による条例審議
令和7年	3月	条例公布
令和7年	3～9月	条例・重点区域の周知期間
令和7年	10月	条例施行